

# 愛する心を条例で しばらぬいで

## 尼崎市国旗の掲揚に関する条例の問題点

新政会の条例案では、条例の目的を「国旗の掲揚等について定めること」により、「市民、とりわけ次代を担う子どもが伝統と文化を尊重し、それを育んできたわが国と郷土を愛する意識の高揚に資する」としています。国旗を掲揚することが、「愛国心」を育てるというものです。

45万人の市民がいれば  
45万通りの「愛する心」が  
あってはいけませんか

現在から未来にかけて尼崎市に住むすべての人が納得できる「愛する心」の内容を決めることは不可能ではないでしょうか。

私たちは、「国旗」を見て「国を愛する心」を高める市民の気持ちを否定しません。

でも、そう思わない市民のいるのも事実です。

そのすべての人が納得できる「国を愛する心」の形という物は存在しません。

条例ができれば  
「国旗」は愛国心を計るものさしに

しかし、この条例案には、掲揚しないときの罰則規定こそありませんが、条例ができれば、尼崎市民の「愛国心」を計るものさしは、国旗の掲揚とその国旗に対して敬意を表することとなります。

すべての市民の  
「思想・信条の自由」を侵すことには

今回の条例案が、成立すれば、式典に参加するすべての市民がしばられる事になります。

すべての市民の「思想・信条の自由」を侵すことになります。45万人の市民がいて、45万通りの国の愛し方があつてはいけないのでしょうか。



### これまでの国旗をめぐる 政府などの公式発言では

**政 府** 1999年に国旗国歌法を強行した当時の小渕恵三首相は、「法制化に当たり、国旗の掲揚等に関し、義務付けは考えていない」と繰り返し答弁。

**天 皇** 2005年の記者会見で「昨年の秋に国歌斉唱と国旗掲揚についてご発言を述べられたが、学校でこれらのことを行なうことはどのようにお考えか」という質問に対し天皇が、「国旗、国歌は国を象徴するものと考えられ、それに対する国民の気持ちが大事にされなければなりません。オリンピックでは優勝選手が日章旗を持ってウィニングランをする姿が見られます。選手の喜びの表情の中には、強制された姿はありません。国旗、国歌については、国民一人一人の中で考えられていくことが望ましいと考えます」と発言。

**市 長** 稲村市長は、「それが愛着を持ち、自然に対応することが大切ではないかと思っております。そういったことから、条例化までの必要性は感じていない」と答弁（昨年6月議会）。

**教育長** 教育長も「学習指導要領に基づき、適切に行われている。また、入学式、卒業式においても問題となるような報告は受けていないので、条例化の必要はないと考えている」（昨年6月議会）。



「尼崎市国旗の掲揚に関する条例」は、6月15日の総務消防委員会、26日の本会議で審議、採決の予定です。私は、議会で「人の心を縛る条例のは作るべきでない」と主張しています。



日本共産党  
市会議員 早川 すすむ 市政報告

2012. 6. 1 219号

（自宅 長洲東通3の4の15の501 TEL 6488-0456 議員団控室 TEL 6489-6070）

# 「日の丸条例」は 教育基本法の趣旨を踏まえていません

提案者（新政会）は、国旗を掲揚することが、「愛国心」を育てるというものです。本当にそうでしょうか？

## 子どもの学習権の侵害も 親の教育権

子どもが国旗国歌をどのように学ぶのかは、子どもの学習権にかかわる問題です。

憲法の制約によって、教育基本法でも、指導要領でも、国旗及び国歌の指導について、社会科において「国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮すること」となっています。

すなわち日の丸など世界の国旗を尊重することを教えても、このことで、愛国心を高揚させるために国旗及び国歌の指導をするなどとはなっていません。

日の丸を掲揚することで「愛国心を高揚させる」とすることは、国旗に対する多様な考え方を学ぶことを否定することになり、教育を受ける子どもの学習権の侵害にあたり、子どもに教育を受けさせる親の教育権の侵害にあたります。



## 教育基本法は、「愛する態度を養うこと」を教育の目標としても「愛する」の内容については、規定していません

### 日本国憲法

13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

### 教育基本法

(前文) 我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的

な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るために、この法律を制定する。

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、

最高裁判決は、「愛国心」の育成のための掲揚を認めたものではありません

昨年から今年にかけて、最高裁が、国歌斉唱時の起立斉唱の不起立問題で、「職務命令は不当でない」という判決を出しています。

しかし、最高裁判決は、思想信条の自由に踏み込んだものではありませんでした。

2011年から2012年の一連の最高裁判決は、「起立斉唱しなかった教諭らの歴史観ないし世界観に由来する敬意の表明の拒否という行動との相違を生じさせるという点で思想および良心の自由についての間接的な制約となる」と認めています。



### 職務命令は円滑な儀式運営のため

その上に立って、「学校教育目標や卒業式等の儀式的行事の意義、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに当該式典の円滑な進行を図る目的、必要性から制約は許容される。」とされています。

すなわち思想および良心の自由への制約となる場合があることを認めたうえで、式典の円滑に秩序だって運営するために必要があればその範囲で起立させるのだから思想信条の自由の侵害にならないとした判決だということです。

この判決を踏まえると、今回の条例案は、儀式としての掲揚を求める部分については、裁量の範囲といえますが、国旗の掲揚によって、「愛国心」を高揚させる事は、「子どもへの愛国心高揚」を目的とした場合、事情は異なってきます。違憲の可能性が高くなるといえます。

平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんだ我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。